

第 7 回
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
大会施設工事安全衛生対策協議会

日時：令和元年 10 月 16 日(水) 16:00～17:00

場所：A P 虎ノ門 1 1 階 C + D 会議室

○猿渡審査官 定刻より少し早いですが、構成員の皆様方がおそろいになりましたので、ただいまから 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生対策協議会の第 7 回目の会議を開催いたします。私は厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課の猿渡と申します。よろしく願いいたします。

本日の構成員の出席状況ですが、東京都の荒井様、組織委員会の山田様、独立行政法人労働者健康安全機構の梅崎様、一般社団法人全国建設業協会の中筋様は所用により欠席のため、それぞれ、大塚様、真島様、吉川様、高森様に代理で御出席いただいております。また、一般社団法人日本建設業連合会の竹中様は所用のため欠席であり、代理の方の出席もありません。内閣官房の鶴田様は所用のため、少々遅れるとの連絡を頂いており、来られるまで、秋元内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官補佐が代理として出席いたします。また、厚生労働省の坂口労働基準局長、村山安全衛生部長がほかの用務のため欠席させていただいており、代理で安全課長の毛利、建設安全対策室長の佐々木が出席しております。

なお、今回の協議会については、前回までと同様の資料及び議事録の公開のほかに、フォトレポートとして厚生労働省ホームページにおいて公表させていただく予定となっております。

では、開会に当たり、当協議会座長の自見厚生労働大臣政務官から、御挨拶を頂きたいと思えます。

○自見大臣政務官 皆様、こんにちは。大変お世話になっております。厚生労働大臣政務官を拝命いたしました自見はなこです。本日は、第 7 回の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事安全衛生対策協議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで 1 年を切り、大会施設の工事も終盤を迎える現場が多くなっていると承知しております。新国立競技場なども 11 月末には完成すると伺っておりますので、作業は大詰めを迎えていくことと存じます。

本日は、これまでの労働災害の状況と、各現場において、これまでに取り組んでこられた安全衛生対策の実施状況について議題としております。各発注者の皆様には、これらの

対策の実施状況を残りの工事期間での取組に活かしていただきたいと思います。また、豊富な経験や知見をお持ちの構成員の皆様には忌憚なく御助言等を頂きたく存じます。

最後になりますが、皆様には、本日の議論や御意見も踏まえて、2020年東京大会の施工工事の安全衛生対策の強力な推進役として、引き続きお取り組みいただけますようお願いを申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

○猿渡審査官 ありがとうございます。まず、お手元の資料について御確認させていただきます。資料については、1 ページ目に議事次第があり、2 ページ目が座席表となります。以降が資料となりますが、資料 1、資料 2、資料 3 と、資料 4 は資料 4-1 から資料 4-5 まで枝番を打ったものがあります。また、資料 5 及び資料 6 までを資料としてセットさせていただきます。また、参考資料として、参考資料 1 及び参考資料 2 を用意させていただきます。資料の不足等がありましたら会議途中でも、お申し付けください。

なお、資料 1、協議会開催要綱については、2 ページ目の協議会構成員及び 3 ページ目の幹事会の下線のある方については、本年 3 月に開催した第 6 回の協議会以降に人事異動等により、新たに協議会、幹事会の構成員となられた方があります。

それでは、傍聴の皆様におかれましては、カメラ撮影等は、ここまでとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

○毛利安全課長 それでは、以降の進行は私が務めさせていただきます。厚生労働省安全課長の毛利でございます。よろしく願いいたします。では、議事に入ります。議題 1、大会施設工事における災害の発生状況について説明をお願いします。

○佐々木建設安全対策室長 厚生労働省建設安全対策室長の佐々木でございます。労働災害の発生状況について、私から御説明を申し上げます。資料 2 を御覧ください。大会施設工事における災害の発生状況という横書きの資料です。これについては、2016 年 7 月 29 日～2019 年 6 月 30 日までの期間の災害の状況をまとめたものです。

2 の所を御覧いただきたいのですが、この期間の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数ということで、延べ実労働日数は約 344 万日、それから、全労働者の延べ実労働時間数は、約 2,777 万時間に上っております。前回、3 月に開催させていただいた協議会から約半年がたっておりますが、その半年間で約 900 万時間増加ということです。やはり大会施設工事が大詰めを迎えて、多くの現場で精力的に工事が行われているということの表れではないかと思っております。

3 番目の所に労働災害の発生状況をまとめております。この間に発生した労働災害の状況ですが、これは、これまでのトータルの数字をここに載せております。死亡者数 2 人、それから、休業 8 日以上が 16 人、休業 4～7 日が 1 人、休業 1～3 日が 4 人ということで、合計 23 人の方が休業以上の労働災害に遭われております。前回、半年前の状況から見ると、死亡災害は増加はしておりません。休業 8 日以上の災害は 6 人増加、休業 4～7 日の負傷者数が 1 人増加ということで、トータルで 7 人の増加となります。

これについては、災害の発生率で見ると、一番右のほうの矢印の右に「度数率」の欄が

あります。100万労働時間当たりの労働災害、休業1日以上 of 災害の発生率ですが、これについては、0.828となっております。前回の数字が0.853ですので、それよりも改善したという状況です。施工に携わっておられる皆様の御努力のたまものではないかと受け止めております。今後の工事期間においても更に度数率が改善されていきますように、引き続き、各現場での労働災害防止の取組に御尽力いただくよう、発注者の皆様には御指導を是非お願いしたいと思っております。

次に、2枚目の資料を御覧ください。これは、今、御報告した中の休業4日以上 of 労働災害の概要をまとめた資料です。このうち表面の1～12番までが、前回までに御報告したものです。裏面の13～19番までが、今回増えた7人の方の労働災害の概要です。個々の説明は省略させていただきますが、これについても、今後の取組に当たっての参考としていただければ幸いです。以上でございます。

○毛利安全課長 ただいまの説明について、御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

○篠原連合インフラ部会議長 連合の篠原です。今の報告とは別に、マスコミ報道等であった今年8月の熱中症なのか、熱中症と見られるという報道かは別ですが、その関係についての扱いとか、取組についてどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

○佐々木建設安全対策室長 ただいま御質問にありましたが、8月に関係工事で1人亡くなられたという報道がありましたけれども、こちらでまとめております災害は、期間が6月30日までということですので、この統計の中には入ってこないものになります。その死亡事故自体については、熱中症ではないかという疑いもありましたけれども、その後労働災害ではないというお話もありました。これについては、この後、その他の御報告の中で、もう少し詳しくお話させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○毛利安全課長 ほかに御質問等がありますでしょうか。ないようですので、それでは、引き続き、議題2の大会施設工事における安全衛生対策の実施状況について説明をお願いします。

○佐々木建設安全対策室長 資料3を御覧ください。大会施設工事における安全衛生対策の実施状況です。これについては発注者の皆様を通じまして御報告いただいた、各工事における安全衛生対策の実施状況の中で、特に好事例ではないかと思われるようなものを事務局のほうで整理させていただいたものです。

2ページを御覧いただくと、黒字で書いたものと、赤字で書いた所があります。黒字の部分は前回、御報告させていただいたときにまとめてあったもので、今回、新たに加えていただいたのは赤字の部分です。今回は赤字の所について、かいつまんで御説明していきたいと思ひます。2ページ、このテーマとしては、発注者等による安全衛生の取組の中で、発注者・設計者から施工者への的確な情報提供・指示、建設工事の発注者による連

絡調整の場の設置等という方針に基づくものですが、JV 企業、契約したコンサルタント、そして、発注者が参加する定例会議や、施工分科会のような連絡調整の場を、2 週ごとに定期的実施しているという事例です。

4 ページ、②のテーマのリスクアセスメントの実施促進等という中での取組です。4 ページの上段のほうにリスクアセスメントによる、より安全な工法の選択、リスク低減策の評価と改善という基本方針に基づくもの、2 つ赤字のものを追加させていただいております。危険予知活動で発現された危険の可能性と重大性から評価、リスクの大きさを数値化して最重要項目について対策を立案した。特に危険性の大きな作業については、追加安全対策を遅滞なく実施しているということで、危険予知の活動からリスクアセスメントにこういう形で結び付けて実施されている例です。

それから、その下は「危険有害要因特定シート」といったものを活用して、工事の施工段階を 12 工事、杭工事、トラス組立工事、膜工事、型枠工事、鉄筋工事等々に分類して、その中で危険性又は有害性の高いものを危険有害工事として特定しているといった形で工事を分類して、その上でリスクアセスメントを実施されているといった事例です。

その下の囲みは、元方事業者による現場の統括安全衛生管理ですが、一番下のポツですが、定期的な元請店者の安全パトロールや、朝礼時の安全講話により安全衛生ルールを励行している。安全衛生ルールの徹底を図っているという事例です。

続いて、少し先になりますが、8 ページです。3 つ目の大きなテーマである墜落・転落災害等の防止の徹底です。まず 1 つ目の、基本方針の足場を設置する際のより安全性の高い措置ということでして、それに関して一番下の所です。高齢者の就労については実情に即して作業所長が配置を判断している。これは墜落防止対策だけではないのですが、高齢者の方に配慮して、特に危険な作業には就かせないといったような実情に即した配置がされているという事例です。

10 ページ、4 つ目の大きなテーマは、より魅力ある建設現場の構築です。先進的な安全技術や、安全管理手法を積極的に採用するという基本方針に沿ってやっているものとして SNS を使用し、天候の急変等、作業員との緊急連絡体制を構築している。2 つ目は、情報端末タブレットを使用した安全パトロール等を実施しているということで、こういった新しい技術を積極的に取り入れて対応されている事例です。

11 ページ、基本方針として、熱中症予防、メンタルヘルス対策等の工事従事者の健康管理の項目に関して、右の対策の所の真ん中辺りですが、各場内入口に暑さ対策用の飲み物を用意し、積極的に水分補給を行うよう周知しているといった事例の御報告を頂いております。

12 ページ、女性専用のトイレ、更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や、長時間労働の縮減など、これからの時代にふさわしい現場づくりという事項については、3 つ御報告を頂いております。1 つ目は、女性や外国人工事関係者を考慮し、半数以上、洋式便器を設置している。2 つ目は、週 1 日のノー残業デー、最低月 1 回の連続休暇取得の導入を

図っているという事例です。3 つ目は、入退場時の顔認証システムを使って残業時間が多い作業員の把握及びいた場合の労働時間の指導を実施という形で、労働時間の管理をシステムチックにやっておられる例の御報告を頂いております。

今回追加させていただいた事例はそういったところですが、これまでに比べてそれほど多くない事例になっていますが、工事が大分終盤に差し掛かっているということで、主立った安全性対策は、大体これまでに御報告いただいていたのではないかなと考えております。

ただ、来年まで工事が続く施設、それから、これから着工される施設もまだ残っております。これらの施設の発注者の皆様におかれましては、ほかの現場の取組も参考にさせていただきまして、引き続き、安全性対策の充実を図っていただくよう、お願い申し上げます。また、今後も何か新たな対策を講じられたときは、是非、積極的に御報告を、こちらのほうまで頂ければと思っております。以上でございます。

○毛利安全課長 ただいまの説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議題 2 まで終わりました。

次は議題 3、その他になります。報告案件として幾つか資料の提出を頂いております。まずは本年 5 月に公表された国際建設林業労働組合連盟(BWI)の報告書について、発注者の皆様から御対応の状況について報告を受けたいと思います。その前に事務局から報告書について、簡単に説明いたします。資料は 4-1、BWI の指摘事項(概要版)になります。お願いします。

○佐々木建設安全対策室長 資料 4-1 を御覧ください。BWI とはどういった組織かというのは 1 番に簡単に書いてあります。国際建設林業労働組合連盟ということですが、約 130 か国地域の、約 330 の労働組合が加盟されている国際的な労働組合の組織ということです。様々な活動を行なっておられますが、その 1 つとして、オリンピック・パラリンピック、あるいはサッカーのワールドカップといったようなメガスポーツイベントに関して、建設業、あるいは林業の労働者の労働条件の改善を求めるような活動を、これまでも行っておられる組織です。

2 の経緯の所ですが、BWI のほうから、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の建設現場の労働環境に様々な問題があるとする報告書を取りまとめられまして、本年 5 月 14 日に大会組織委員会様、東京都様、JSC 様に報告書を送付したということです。これについては、新聞各紙等にも取り上げられましたので、御覧になられた方も多いのではないかと思います。

報告書の指摘事項の主なものが、3. の所にまとめております。順番に見ますと、聞き取り調査をした作業員のほぼ半数が雇用契約を結んでいない。それから、選手村では月 28 日間連続、新国立競技場では 26 日連続で働いている作業員がいた。それから、一部の作業員は安全保護具を自前で購入していた。それから、照明が十分でなく、作業員が通報したが、照明は完全に撤去され、通報は被災者でなく、組合が行ったという理由で却下され

た。外国人技能実習生に資材運搬など単純作業ばかり強いる。作業員が失職などを恐れて労働環境の改善を訴えにくい雰囲気がある。空中に吊り下げられた建設材料を荷下ろしするための適切な人員がいないため長時間そのままになり、その下で作業員が作業せざるを得なかった。こういったような報告書が5月に出されました。以上でございます。

○毛利安全課長 それでは、発注者の皆様から、順に御対応の状況について報告いただきたいと思えます。まず、三井不動産レジデンシャル様、よろしくお願ひいたします。

○野島部長 三井不動産レジデンシャルの野島でございます。資料4-2を御覧ください。BWIの指摘事項に対する事実関係です。特定建設者として元請会社にBWI指摘事項の事実関係を確認し、以下の回答を得ております。まず、指摘事項1、「選手村では、月28日間連続で働いている」についてです。選手村の建設現場は、原則、日曜日・祝日を休業日としており、当現場において連続での28日勤務は考えられません。元請各社は、各作業場において、4週6休以上を確立しております。

指摘事項2、「強風下でコンクリート資材が吊り上げられ、多くの労働者が危険にさらされた」についてです。クレーンによる作業については関係法令を遵守し、安全に実施していることを確認しております。

指摘事項3、「作業員のほぼ半数は雇用契約を結んでいない」については、元請各社が、作業員の新規入場教育の際に、雇用契約の有無を作業員本人に確認しており、適切な契約を結んでいると確認できた作業員のみ作業に従事しております。各作業員の雇用契約書は、各専門工事業者にて保管しております。

指摘事項4、「一部の労働者は安全保護具を自前で購入していた」についてです。選手村の建設現場においては、現場作業に伴うヘルメットの支給、貸与及びその負担の方法は、各専門工事業者により様々ですが、現場の統括安全衛生管理を行う元請会社の各社は、各専門工事業者に対して、安全関係法令を遵守することを指導しております。

指摘事項5、「外国人労働者に資材運搬など単純作業ばかりを強いる」についてです。選手村の建設現場においては、外国人技能実習生を雇用する各専門工事業者が実習生各人の技量や経験を踏まえて、担当する作業を適切に割り当てています。また、元請各社は技能実習制度の趣旨を踏まえて、適切に労務管理や健康管理を行うよう、各専門工事業者を指導しております。

指摘事項6、「外国人労働者に賃金未払いのまま破産した企業があった」についてです。選手村の建設現場において、少なくとも契約期間中に倒産した専門工事業者はいないと聞いております。

指摘事項7、「建設現場では移住労働者の安全基準が低い」についてです。選手村の建設現場においては、元請各社によって方法は様々ですが、安全確保の視点で必要な注意喚起の表示は日本語だけでなく、英語、中国語、ベトナム語を表記するとともに、誰が見ても理解できるよう「絵」を使用しております。また、コミュニケーションについても、新規入場教育時に日本語の習熟度を確認し、現場での危険、安全を理解する能力を有してい

ると判断してから入場させているほか、通訳やハンディ翻訳機を使用する等、外国人技能実習生等、誰もが働きやすい環境の整備に努めております。

指摘事項 8、「建設現場での情報統制が厳しい」についてです。選手村の建設現場においては、従前より元請各社のセキュリティルールにのっとり、工事現場内の情報の取扱いについて適切に管理をしております。このため、工事で知り得た情報を無断で開示することや、業務以外の目的で無断に写真撮影を行うことは認めておりませんが、安全や品質などの確認のために写真撮影が必要な場合のみ撮影を許可している状況です。

これら上記に対する発注者としての対応策です。上記指摘に対して、事実と認められる事象は確認できませんでしたが、発注者として元請会社に対し、引き続き現場における安全管理と、快適な労働環境の整備に努めるよう周知してまいります。以上でございます。

○毛利安全課長 ありがとうございます。続いて、東京都、大塚様から資料 4-3 について、説明をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局の大塚と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、お手元にあります資料 4-3、BWI からの報告書における指摘に対する現状認識の掲載、選手村について説明させていただきます。

本資料は、選手村に関する BWI からの報告書における指摘に対する現状認識として、東京都のオリンピック・パラリンピック準備局と、都市整備局並びに東京都オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会様の連名として、大会ホームページに公表させていただいているものです。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。2 の個別事項に対する現状認識についての部分以降に BWI 報告書に対する認識と、対応状況について記載しています。先ほど選手村の特定建築者の代表会社であります三井不動産レジデンシャル様から、御説明いただきました資料 4-2 と重複する部分がほとんどですが、東京都として補足する部分については、4 ページ目の中間付近になります。

4 ページの中間部分で、指摘事項としては 9 番目になります。都の通報受付窓口が日本語のみとなっているという御指摘ですが、現在、都に設置している通報受付窓口は設置当初から日本語、英語による通報を受け付けておりまして、ホームページ上の英文の対応についても、既に対応を実施しているところです。先ほどの三井不動産レジデンシャル様からの報告同様、事実と認められる事象は確認できませんでしたが、今後についても BWI からの提供された情報を踏まえて、必要に応じて特定建築者様と連携を取るなど、適切に対応してまいりたいというところです。以上でございます。

○毛利安全課長 ありがとうございます。続きまして、組織委員会、真島様から御説明をお願いいたします。

○真島技術管理課長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より、御報告させていただきます。

BWI 様の指摘事項に対する事実関係についてです。選手村における組織委員会の工事内

容としては、大会時の選手村として使用されるため必要となる内装工事です。再開発事業の工事と並行して整備する必要があるため、特定建築者様、三井不動産レジデンシャル様に委託して、2018年5月より施工を進めています。

BWI様の報告書で指摘された事項に関しては、東京都と共同で現場の安全パトロールを行い、当現場での28日間連続勤務の実態がないこと、外国人技能実習生の労働環境が適正であること、その他安全関係の法令が遵守されていることなどを確認しています。また、これらの結果を踏まえて三者(組織委員会、東京都、JSC)の現状認識について、組織委員会のホームページにおいても掲載しています。さらにこの三者は、10月3日にBWI様と面会して現状認識を説明しています。

上記に対する発注者としての対応策についてです。これまでも組織委員会では、選手村の建設現場において現場の定例打合せや安全パトロールの実施により、法令遵守はもとより、良好な労働環境の維持と安全管理の徹底をお願いしてきています。また、その他会場整備局が発注する仮設オーバーレイ整備工事では、会場整備局の監督員が安全衛生についても指導を行っています。

改めて、現場の労働災害、公衆災害を未然に防止するため、工事に関係する全ての労働者に対し、事故等防止の啓発を行っていただくとともに、安全衛生管理体制の確認を行い、現場の安全衛生管理に努めるよう受注者に要請しています。以上です。

○毛利安全課長 ありがとうございます。では発注者の最後、日本スポーツ振興センターの今泉様、お願いいたします。

○今泉理事 日本スポーツ振興センターで、新国立競技場設置本部長をしております今泉と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料4-5に基づきまして、BWIからの報告書における現状認識について、JSCの現状認識を御説明申し上げます。1ページ目です。計6点ありますが、1つ目、連続26日勤務の指摘についてです。新国立競技場の建設現場については、原則、日曜日を休業日としています。このため現場において連続での26日勤務というのは、考えられません。一部、植栽への水やり等で日曜日に入場が想定される作業員もいますが、静脈認証で記録を取っています。入退室記録を確認しましたが、そのような実態は見受けられませんでした。

2点目、照度不足での作業によるけがの指摘についてです。この点については受注者から、新国立競技場の建設現場において照度不足による事故が発生したという事象の報告は受けていません。該当すると思われるけがについては、報道によりますと足を6針縫うけががあったと、そういう対応と一致するものはありますが、それは現場監督員が照度がきちんと確保された現場内を歩いている途中で発生した事象です。決して照度不足によって、作業中のけがというわけではありません。

裏面です。通報を却下されたとの指摘についてです。個別の通報事案については、個別の中身ですので、差し控えさせていただきますが、一般論としてJSCの通報窓口において

は、本人からの通報でないという理由のみで通報を却下するということはありません。代理の通報も認めています。その部分については、この通報要件に合致するかどうか、その確認をさせていただいているところです。場合によっては、書面における補正などをお願いしているところです。

4 点目です。建設現場での情報統制の指摘についてです。新国立競技場の建設現場では、受注者のセキュリティルールにのっとりまして、業務以外の目的での無断での写真撮影を行うことは認めていません。ただ、安全や品質などの確認のために写真撮影が必要な場合には、撮影を許可しています。

5 点目です。JSC の通報窓口が日本語のみとなっている指摘についてです。この部分については、設置当初は確かに日本語のみでした。本年 3 月に運用基準を改正しまして、現在は英語の対応もできる形となっています。

3 ページ目です。新国立競技場に関しては最後の点ですが、安全保護具(ヘルメットなど)の自分での購入をしないといけない労働者がいたという指摘です。御存じのとおり、法令上は元請会社が安全保護具を一人親方に支給するという点については、規定していません。一人親方であれば一般的に安全保護具を自ら購入して、作業に従事するものと認識しています。なお、これらの点については、先ほど組織委員会さんからもありましたが、三者連名で 6 月 24 日付けで文書にて、BWI に対して、もし事案の特定化に必要な情報があるのであれば、提供を御依頼したところです。また 10 月 3 日に、三者での BWI さんとの面会についても実施したところです。私どもからは以上です。

○毛利安全課長 ありがとうございます。それでは、ただいまありました御説明について、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

○篠原連合インフラ部会議長 連合の篠原です。個別のところには何か発言をするつもりはありませんが、労働組合として一言だけ申し上げておきたいと思えます。

厚生労働省で作っていただいた資料 4-1 の 3 番の 6 つ目ポツにあるように、作業員が失職などを恐れて労働環境の改善を訴えにくい雰囲気があるということ、これに尽きると思っています。発注者側と受注者や元請、下請、孫請などということで、いろいろな作業が進んでいくと思うのですが、今回のこの聞き取りについては、3 月に BWI と全建総連という労働組合が、全建総連の組合員に対して労働者保護、機密保持等を確認をしてインタビューをしたという状況になっています。それを受けてそれぞれ、今、報告のあった 3 団体なり、元請の皆さんが調査を実施したという組立てになっています。したがって、労働者保護の徹底は担保がない中で、それぞれのルートを使っていろいろな点検をした場合に、本当のことが出てくるのか出てこないのかということだと思っています。やり取りの中身が、正しいとか正しくないとかということは、一切言っていないので、そこは誤解のないようお願いしたいのですが、そうした視点で労働組合としては捉えています。

加えて言わせていただくと、東京オリンピック・パラリンピックの建設工事だけではなく、日本の建設工事全体の中で建設労働者の置かれている状況なども、今回の事案と一致

をしていくのではないかと考えていますので、東京オリンピック・パラリンピックを1つのレガシーにと言って進めているという状況であるとすれば、これを機会に事の可否を改めて問うつもりはありませんが、やはり日本の建設業として東京オリンピック・パラリンピックの建設工事そのものが一番注目を浴びていますので、オリ・パラ建設工事を通じて日本の建設業や労働者の処遇改善が進めば一番いいのではないかと考えています。厚生労働省の皆さんについては、そうした視点で組合から意見があったことについては御承知を頂きたいと思います。以上です。

○毛利安全課長 ありがとうございます。今、行政あるいは発注者、団体に向けてメッセージを頂いたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○篠原連合インフラ部会議長 はい。

○毛利安全課長 それでは、ほかに何か御質問、御意見があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、ではこの関連で今後またこの協議会で報告が必要な事項が出てきましたら、次回以降に報告を頂きたいと思います。

次に移ります。資料5ですが、オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生推進連絡会において、現場パトロールなどを実施しておられるということで、東京労働局長から御説明をお願いいたします。

○土田局長 東京労働局長の土田でございます。よろしくをお願いいたします。資料5です。東京労働局では、東京都内で施工されている2020年東京オリンピック・パラリンピック大会施設工事の受注元方事業者等を構成員とする、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生推進連絡会を設けています。この連絡会において現場パトロールを行っていますので、これについて説明します。

資料の1ページ目です。本連絡会は、各大会施設工事の相互の現場パトロールを通じて、労働災害の防止活動や災害事例等に関する情報交換、あるいは先進的な安全衛生対策に関する好事例の収集と情報共有を行うことにより、受注元方事業者による大会施設工事の安全衛生対策の取組の促進を図ることを目的とするものです。

2ページ目です。平成29年2月にこの連絡会を設置しました。それ以来、平成29年及び平成30年に各2回、大会施設工事のパトロールを行いました。本年7月12日に、新国立競技場整備工事のパトロールを実施したところです。

当日の概要は、下の赤い囲みの中にあるとおりです。工事の施工状況について、受注元方事業者から説明を受けた後、屋外工事及び競技場の内装工事のパトロールを行ったところです。また、パトロールの過程で現場作業員の健康確保の取組の一環として設置されている、健康相談室における取組状況を確認しました。その後、構成員間で脚立等の比較的低所からの墜落・転落防止対策について、討議を行ったところです。なお、照度の不足の問題、あるいはクレーン直下での作業等、先ほどあったBWIの指摘事項といったことは、当日は見られなかったところですが、更なる安全を期していただきたいと考えます。

特に時期が7月で屋外工事では暑熱環境下での作業となるので、梅雨明け後を考慮に入

れまして熱中症対策に万全を期していただきたいということ。また今後、工事終盤を迎えるということで、屋内工事が多くなることから、作業者の手元が暗くならないよう十分な照度を確保していただきたいということ。屋外工事においては、車両系建設機械の転倒防止に留意いただくとともに、接触による被災防止のため、関係者以外の方が車両系建設機械の旋回範囲等に立ち入らないように徹底していただきたいこと。連絡調整を確実にを行い、クレーンの荷の下で作業を行わないよう、また通路上を荷が通過しないように管理していただきたいということ。引き続き労働時間の管理に努めていただきたいということについて、他の大会施設工事を施工する元方事業者を含むこの連絡会の構成員に対して、注意を促したところです。

東京労働局においては、引き続き本連絡会を含みまして、元方事業者、建設現場への指導を行うことにより、オリンピック・パラリンピック施設工事の安全確保を図っていきたいと考えているところです。以上です。

○毛利安全課長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

次に、先ほど篠原様からもありました、熱中症予防の関係について改めて説明をさせていただきます。お願いします。

○佐々木建設安全対策室長 それでは資料6を御覧ください。こちらは本年8月8日に、東京ビッグサイトの建設現場で作業されていた方が意識を失って亡くなる事案が発生しました。暑い最中での作業中の事故ということで、熱中症の疑いもありましたので、他のオリンピック・パラリンピック関連施設工事の発注機関の皆様や施工業者の皆様にも、情報共有と注意喚起をさせていただく必要があると判断しました。この資料6の1枚目の通知文書を、8月14日付けで発注機関の皆様に出発をさせていただきました。内容の詳細についての説明は省略させていただきますが、やはり熱中症予防対策を中心に、それ以外も含めて安全衛生対策の徹底をお願いする内容となっています。1枚目、2枚目がそういった内容の文書です。3枚目に、別添で付けさせていただいているのは、文書のひな型ですが、こういった形で各発注機関から各工事の元請事業者にも、注意喚起をお願いする内容の文書を付けさせていただいていました。4枚目は、これと同時に各関係団体にも同じ趣旨の文書を送らせていただいたものがこちらになります。

5枚目の裏表には、別記1、別記2として、文書を送らせていただいた送り先について書かせていただいています。こういった形での注意喚起をさせていただいたというところ。以上です。

○毛利安全課長 この事案について、発注者である組織委員会から補足等がありますか。

○真島技術管理課長 組織委員会の真島より、少し補足説明させていただきたいと思いません。

こちらに記載のあるように、本年8月8日に東京ビッグサイトを改修して行われますIBC/MPC、放送センターなどとして使う施設の名称なのですが、こちらの工事において死

亡事故が発生してしまいました。改めて、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、また関係者の皆様方に御心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

外見及び事故当時の発生状況から、東京都監察医務院が死因等を検死していただいています。この結果、死因としては心不全という結果の報告を頂いています。こういうことから、労働災害とは認定されなかったものの、組織委員会としては重く受け止めまして、工事現場の労働災害防止、熱中症予防、こうしたことを徹底するように元請各社、こちらの工事現場だけではなく全ての工事現場に対して確認等を要請しています。

工事現場では、施工者の具体的な対策としては、空調付きの休憩室、冷水機、製氷機、塩あめ等を常備している状況を確認をしています。また、日頃より朝礼等の場で水分の小さな摂取、休憩、健康管理に配慮すること、こうしたことについて元請から作業員の方々に周知徹底しているという状況を確認しています。今後も、今は少し涼しくなりましたが、また来年夏に向けて工事はまだ続きますので、施工者とともに、発注者もしっかりと安全管理の徹底を配慮していきたいと思っています。以上です。

○毛利安全課長 どうもありがとうございました。それでは本日の議題は以上になりますが、ほかに御発言はありますか。

○篠原連合インフラ部会議長 度々で申し訳ございません。この会議は、回数があるわけではないと思いましたが、1点だけ要望を申し上げたいと思います。

来年の7、8月のオリンピック本番までは、こういう建設工事の安全問題については、いろいろな議論が進むと思うのですが、オリンピックが終わった後、解体をする施設も出てくると思いますが、平昌オリンピックなどでは、施設の解体工事のときに重大災害が何件か発生をしているとお聞きしています。言えば、開会式、閉会式までということではなくて、その後の安全対策などについても、是非、御留意を頂ければなと思いますので、1点、要望で申し上げたいと思います。

○毛利安全課長 ありがとうございます。大会後の安全対策について、御意見がありました。ほかに御発言はありますか。

○大島顧問 建災防の大島です。先日、10月4日に労働政策審議会安全衛生分科会において、建災防の労働災害防止規程の変更が了承されましたので、一言、発言させていただきたいと思います。

平成25年に変更認可された同規程を第13次労働災害防止計画の策定など、その後の状況の変化に合わせて、今回、変更申請を行いました。主な変更内容は、ハーネス型安全帯の義務化など、法令改正されたもののほか、建災防独自の取組である職場環境を改善し、過労死などの労働災害を防止するためのメンタルヘルス対策として、建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックの取組を、会員の努力規定として明記しました。なお、行政においてもこの取組を前提として、建設現場の職場環境改善計画助成金制度が、10月1日付けで改正されたと聞いています。建設現場のメンタルヘルス対策は、前回も述べました

ように過労死などの労働災害防止に効果のあるものであり、建災防では労働災害防止規程の変更を契機にメンタルヘルス対策を推進するため、建災防方式の取組の一層の普及に努めたいと考えています。今後も行政からの御支援をお願い申し上げたいと思います。以上です。

○毛利安全課長 ありがとうございます。ほかに御発言はありますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、最後に自見政務官から一言お願いいたします。

○自見大臣政務官 本日はこれまでの工事における労働災害の現状と、災害防止のための取組、関連する事案について御報告いただきまして、誠にありがとうございました。また、それぞれのお立場からの貴重な御意見もありがとうございました。皆様の事故を起こさないという強い気持ちと、真摯な取組が伝わってきて理解をさせていただくことができました。大規模な建造物の工事の終盤においては、設備工事、内装・外装工事、足場などの仮設物の解体工事など、非常に多くの作業が輻湊します。また作業の変遷により多くの労働者が様々な会社から現場に入場し、異なる作業が混在する現場になるということが予想されます。このような状況においては、入場される労働者に対する教育、基本ルールの徹底や異なる作業間の連絡調整が大変重要になってきます。本日、お集まりの発注者の皆様には、元請の方々と今まで以上に緊密な連携を取っていただき、現場の統括管理に注意を払っていただければ有り難いと考えています。皆様には、それぞれの工事完了まで1件の労働災害も起こさないという強い決意を持って、改めて気を引き締めていただき、災害の防止に当たっていただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

最後ですが、9月の中旬に台風15号により千葉県を中心とした大きな災害をもたらしまして、また先週末から台風19号により広範囲な災害が、現在日本を襲っているところです。それぞれのお立場において、本日お集まりの皆様には大変な御尽力を頂いていることと思います。改めて、心から感謝を表したいと思います。また亡くなられた方々への哀悼と、そして被災された方々へのお見舞、この気持ちを示させていただきます。私の御挨拶と最後の総括発言とさせていただきます。

○毛利安全課長 本日の協議会は以上です。円滑な議事進行に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。最後に事務局から連絡事項があります。

○猿渡審査官 本日の会議の議事録については、後ほど皆様に御確認いただいた上で公表しますので、よろしくお願いいたします。本日は御多忙の中、御出席いただき、また活発な御議論、ありがとうございました。これで第7回2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生対策協議会を終了します。ありがとうございました。